

熊本県歯 国保だより Vol. 1

2013.05.31 発行

国保だよりはホームページからも閲覧できます。 <http://www.kuma8020.com/kokuho/>

平成25年4月より

後期高齢者支援金分保険料と介護保険料が変わりました！

●後期高齢者支援金分保険料※

全ての保険者
(0歳以上75歳未満)

3,200円
新

← 3,000円
旧

●介護保険料

第2号被保険者
(40歳以上65歳未満)

3,400円
新

← 3,300円
旧

※後期高齢者支援金分は、0歳から74歳までの全ての被保険者に、
介護分保険料は、40歳以上65歳未満の被保険者に負担いただく保険料です。

保険料の月額

種別	介護保険料	月額	内訳
			(医療給付分 + 後期高齢者支援金分 + 介護)
甲種組合員	あり	22,600	16,000 + 3,200 + 3,400
	なし	19,200	16,000 + 3,200
乙種組合員	あり	13,600	7,000 + 3,200 + 3,400
	なし	10,200	7,000 + 3,200
勤務医	あり	16,100	9,500 + 3,200 + 3,400
	なし	12,700	9,500 + 3,200
甲乙種家族	あり	10,600	4,000 + 3,200 + 3,400
	なし	7,200	4,000 + 3,200

当月分の保険料は、当月の24日に引き落としとなります。

(24日が土・日・祝日の場合は翌営業日)

保険料の明細書は、月末の発送物に同封いたします。

健康保険適用除外申請は忘れずに！

注意！！

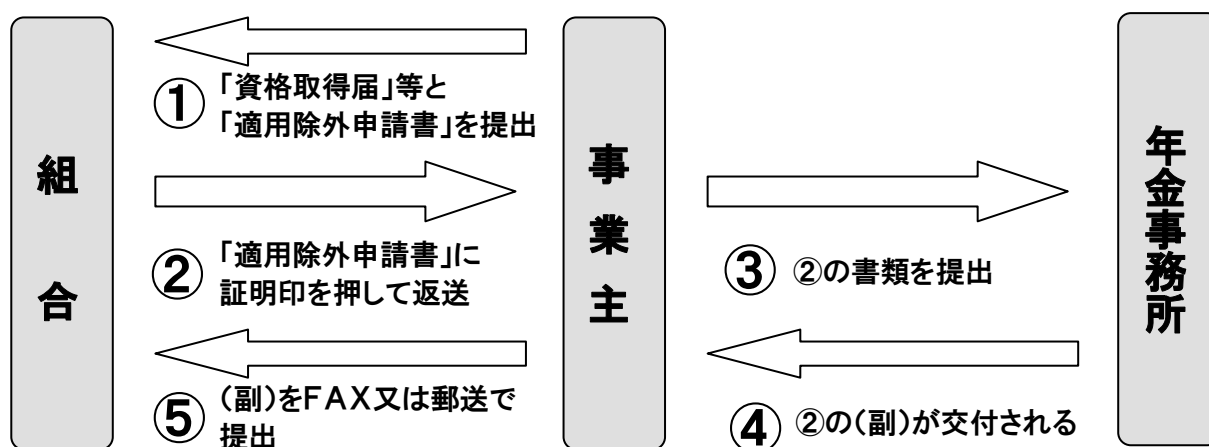
事実の発生した日から、**5日以内**に年金事務所に申請しなければなりません。

なお、やむを得ない理由により、5日以内に届け出が出来なかった場合は、「5日以内に届出ができなかったその理由を記載した理由書」の添付が必要です。

法人事業所・常勤従業員が5人以上の個人事業所

「法人事業所」並びに**「常勤従業員が5人以上の個人事業所」**は、社会保険（健康保険と厚生年金）の強制適用となります。しかし、健康保険については、「健康保険被保険者適用除外承認申請」をして承認されれば、組合に加入する（資格継続）ことができます。

申請の流れ



パートさんの取扱い

従業員の人数としてパート、アルバイトさんは人数に含める必要はありません。しかし、下記に該当する場合は常勤と同じ扱いを受けます。

労働日数
1ヶ月の労働日数が常勤の4分の3以上
労働時間
1日の労働時間が常勤の4分の3以上

◎パート証明

パート、アルバイト扱いの方は、パート証明を提出していただくことになります。様式は組合にありますのでご連絡下さい。

パート → 正規雇用、正規雇用 → パート となった場合もご連絡ください。

適用除外事業所の資格喪失をされた事業所

従業員数が4名以下になり、適用除外の資格喪失を年金事務所に提出された場合は、必ず組合へご連絡下さい。

限度額適用認定証の交付申請

70歳未満の人と70歳以上の非課税世帯の人が、**入院・外来により医療費が高額になると見込まれる場合**、あらかじめ保険者に申請し、交付された限度額適用認定証を医療機関に提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

認定証の交付には申請が必要です。

自己負担限度額(月額)

70歳未満の場合

区 分	3回目まで (世帯単位)	4回目から (世帯単位)
上位所得者	150,000円 +(医療費-500,000円)×1%	83,400円
一 般	80,100円 +(医療費-267,000円)×1%	44,400円
低所得者	35,400円	24,600円

※過去1年間の支給が4回以上になるときは、4回目以降の自己負担限度額が適用されます。

70歳以上の場合

区 分	外来のみの月 (個人単位)	外来+入院の月 (世帯単位)
低所得者Ⅰ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅱ		15,000円

※限度額認定証は保険料を滞納している方には交付できません。

ただし、災害等の特別な事情があると認められた場合はこの限りではありません。

交付を行わなかった理由が解消されれば交付できますので、再度申請を行ってください。

有効期限 申請月の1日～7月31日

※認定証の有効期限を過ぎた場合、自動的に更新されません。

8月1日以降も認定証が必要な人は、再度申請の手続きを行ってください。



※ 認定証を申請し忘れた時や、複数の医療機関等で高額な医療費を支払った場合は、申請すると限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

※ 高額療養費に該当すると思われる方には、入院・外来されてから約2ヶ月後に組合より申請書を送付いたします。

柔道整復師(接骨院・整骨院)の正しいかかり方

柔道整復師(整骨院・接骨院)における治療は、国民健康保険の適用の制約がありますので、かかった際の国民健康保険扱いの条件等を正しくご理解いただき、皆様の健康維持のために ご活用ください。

○ 保険が使える場合

業務上並びに通勤災害以外で発生した次の負傷に限ります。

1. 急性または亜急性の外傷性の捻挫・打撲・挫傷(肉離れなど)
2. 骨折、脱臼、不全骨折
※応急手当を除き医師の同意が必要です。なお、応急手当後の施術は医師の同意が必要です。

✕ 保険が使えない場合

1. 日常生活での単なる疲れ、肩こり、腰痛
2. 内科的原因による疾患
3. 外科・整形外科等で治療を受け、治療や投薬(内服薬・貼り薬・塗り薬など)を受けている場合
4. スポーツなどによる筋肉疲労、筋肉痛
5. 医師が治療すべき腰椎椎間板ヘルニア
6. 脳疾患後遺症などの慢性病
7. 症状の改善の見られない長期漫然とした施術
8. 神経性による筋肉の痛み(リウマチ・関節炎)
9. 数年前に治癒した箇所が自然に痛み出したもの等

資格取得手続きには住民票の提出を

資格取得手続きについて、組合員の被保険者資格の厳格な適用を実施するため、**組合員の資格取得に際しても住民票の添付を義務付け、規約第4条に定められた地区内に住所を有する者であることの確認**をさせていただいております。

つきましては、**資格取得の手続きをされる場合は、必ず住民票(3ヶ月以内に発行されたもの)の提出**をお願いいたします。(住民票の添付がない場合は、被保険者証を発行できません。)

◎資格取得の際に必要な書類

- 甲種組合員… 資格取得届、誓約書、**住民票**
乙種組合員… 資格取得届、誓約書、**住民票**
家 族… 資格取得届、世帯全員が記載された住民票

ダイワロイヤルホテルズのお知らせ

鬼怒川温泉山楽

ダイワロイヤルホテルズによる運営終了
(平成25年7月4日以降、保養所契約施設から除外)

鹿部ロイヤルホテル

休館(改修工事のため) 期間:平成25年10月1日～平成26年3月31日

